

「第4次清里町行財政改革大綱（原案）」に対するパブリックコメント募集の結果について

2月10日から2月29日までの20日間の期間で、第4次清里町行財政改革大綱（原案）に対するパブリックコメントの募集を行いました。募集の結果がまとまりましたので、お知らせいたします。

1 町民意見提出手続きの実施状況

【募集期間】

平成24年2月10日から2月29日までの20日間

【第4次清里町行財政改革大綱（原案）の閲覧場所】

各施設窓口にて供覧（役場1階、札弦センター、緑センター、プラネット97、保健センター）
清里町ホームページ

【募集方法】

持参、郵送、ファックス、電子メールにて意見提出

2 町民意見提出手続きによる意見の提出状況

区分	持参	郵送	ファックス	電子メール	合計
人数	0	0	0	1	1
件数	0	0	0	1	1

3 町民意見提出手続きで寄せられた意見の概要と意見に対する考え方

意見の概要	意見に対する考え方
●基本は歳入に見合った行政とすべきで、いみじくも町債など借入金等に頼る財政であってはならない。	適正な財政運営に努めます。
●町民も身の丈以上の行政サービスを求めるべきではなく、必要かつ最小限に留め、不足する部分は自前主義を前提とした近隣住民との助け合いで実現すべきである。	町民参加の協働・共創のまちづくりを推進します。
●今後の財政緊縮化の中で、行政事務は必要最小限なものに留め、見直しを図り、かつ多機能化・スキル向上・効率化により適正要員とすべきである。	事務事業見直し、組織体制の見直しによる効率化を図るとともに、住民サービスに対応できる適正な定員管理に努めながら、職員の人材育成、意識改革を図り、より質の高いサービスの提供に努めます。
●新規事業にあたっては、対費用効果を第一に考え、将来に負担を残す恐れのない、有益なもののみ行うべきである。	今後の事業展開へのご意見として承ります。
●清里の特質を生かし町の発展に帰する企業誘致は、雇用と税収の面からも、環境を考えつつ積極的に活動すべきである。	今後の事業展開へのご意見として承ります。

今回寄せられたご意見には、行政改革の推進と事業展開に対しての具体的な提言内容がありました。今後の施策検討にあたって、参考意見とさせていただきます。

【第4次清里町行財政改革大綱（平成24年度から平成26年度）について】

皆さんからのご意見等を頂きながら、第4次清里町行財政改革大綱が策定されました。行財政改革大綱の基本方針と行政改革推進項目は次のとおりです。

行財政改革の基本方針

①行政改革の継続②効果的・効率的な改革の取り組み

③基本的な取り組み項目

●行政事務の効率化●定員管理と給与の適正化等●住民参加のまちづくりの推進

●行政のまちづくりの推進●健全な財政運営

行財政改革推進項目

①事務事業の見直し②公共施設の管理運営の見直し③定員管理と人材の育成及び給与の適正化等④地域協働の推進

⑤行政の情報化の推進⑥財政運営及び財産管理

行財政改革大綱の全文につきましては、町のホームページをご覧ください。か総務課総務グループまでご連絡ください。